

防衛大学校達第8号

防衛大学校の内部組織に関する訓令(昭和32年防衛庁訓令第60号)第5条の規定に基づき、総合情報図書館の研究部門の分掌を定める達を次のように定める。

平成21年3月31日

防衛大学校長 五百籬頭 眞

総合情報図書館に置かれる室及び研究部門の分掌を定める達

防衛大学校学術情報センターの研究部門の分掌を定める達(平成17年防衛大学校達第6号)の全部を改正する。

(次世代教育研究推進室)

第1条 次世代教育研究推進室においては次の業務をつかさどる。

- (1) 学術情報に係る将来的な戦略及び構想に関すること。
- (2) 次世代技術を活用した研究手法の調査及び研究に関すること。
- (3) 次世代技術を活用した研究環境構築(研究DX)に企画・立案及び提案に関すること。
- (4) 教育に資するビッグデータ活用事例の調査及び情報収集
- (5) 次世代技術を活用した教育環境構築(教育DX)の企画・立案及び提案に関すること。
- (6) デジタル化及びAI化に係る構想・企画及び立案及び事業化に関すること。
- (7) 省内及び他省庁、他大学との連携及び情報収集に関すること。
- (8) 事業に対する分析・評価及び改善に関すること。
- (9) セキュリティポリシーの検討、作成及びサイバー攻撃事態対処要領に関すること。
- (10) セキュリティ対策の計画に関すること。

(遠隔・マルチメディア教育研究部門)

第2条 遠隔・マルチメディア教育研究部門においては、次の業務をつかさどる。

- (1) ネットワーク及びマルチメディアを利用した教育の支援及び教育技法に関すること。
- (2) ネットワーク型教育アプリケーション及びマルチメディア教育に使用する教材の調査、研究及び開発支援に関すること。
- (3) ネットワーク及びマルチメディアを利用した教育技法の啓蒙活動に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、遠隔及びマルチメディア教育に関連する研究等に関すること。
- (5) 各研究部門の総括に関すること。

(IT・情報システム活用研究部門)

第3条 IT・情報システム活用研究部門においては、次の業務をつかさどる。

- (1) ネットワーク及びネットワークに関連する情報セキュリティに関する技術、器材の調査及び研究に関すること。
- (2) コンピュータシステム及びコンピュータシステムに関連する情報セキュリティに関する技術、器材の調査及び研究に関すること。
- (3) コンピュータシステム及びネットワークの維持、管理及び運用に関する調査並びに研究に関すること。
- (4) 教育研究用データベースを利用した教育、研究及び開発支援に関すること。
- (5) 情報システムを活用した授業改善の調査及び研究に関すること。
- (6) 図書業務の電子化推進に関する調査、研究及び開発支援に関すること。
- (7) 校務に関連する情報システムの調査、研究及び開発支援に関すること。
- (8) 情報システムの利用法及び教育研究用データベースを利用した教育及び研究の啓蒙活動に関すること。

- (9) 前各号に掲げるもののほか、情報通信技術及び情報システム活用に関連する研究等に関すること。

(委任規定)

第4条 この達に定めるもののほか、総合情報図書館に置かれる室及び研究部門に関し必要な事項は、総合情報図書館長が防衛大学校長の承認を得て定める。

附 則

この達は、平成21年4月1日から施行する。

この達は、令和5年4月1日から施行する。